

関係省庁における自動車NOx・PM総量削減基本方針関係施策

参考資料2

総量削減基本方針の 施策に関する基本的 事項	枝 番	所管省庁	担当部局	施策・事業名称
(複数項目)		国土交通省 環境省	国土交通省 自動車局環境政策課 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課	自動車NOx・PM法に基づく特定事業者における排出抑制対策
1 単体対策	1	環境省	水・大気環境局総務課環境管理技術室	自動車排出ガスの量等の許容限度の強化
	2	国土交通省	自動車局整備課	不正改造車を排除する運動
2 車種規制、流入車対策	1	国土交通省 環境省	国土交通省 自動車局環境政策課 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課	自動車NOx・PM法に基づく車種規制
	2	警察庁	交通局交通規制課	排出基準非適合車の運行対策
	3	経済産業省 国土交通省 環境省	経済産業省 産業技術環境局環境指導室 国土交通省 自動車局環境政策課 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課	株式会社日本政策金融公庫「環境・エネルギー対策資金」(自動車NOx・PM法関連)
3 低公害車普及促進	1	経済産業省	製造産業局 自動車課	クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金
	2	経済産業省	製造産業局 自動車課	環境対応車普及促進事業
	3	経済産業省	資源エネルギー庁 燃料電池推進室	地域水素供給インフラ技術・社会実証事業
	4	経済産業省	資源エネルギー庁 燃料電池推進室	水素供給設備整備事業
	5	環境省	水・大気環境局自動車環境対策課	中小トラック運送業者向け環境対応型ディーゼルトラック補助
	6	環境省	水・大気環境局自動車環境対策課	特殊自動車における低炭素化促進事業
	7	経済産業省 国土交通省 環境省	経済産業省 製造産業局自動車課 国土交通省 自動車局環境政策課 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課	日本政策金融公庫による低利融資：環境・エネルギー対策資金(低公害車関連)
	8	経済産業省 国土交通省 環境省	経済産業省 製造産業局自動車課 国土交通省 自動車局環境政策課 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課	自動車税のグリーン化
	9	経済産業省 国土交通省 環境省	経済産業省 製造産業局自動車課 国土交通省 自動車局環境政策課 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課	自動車重量税・自動車取得税の時限的な税率軽減措置
	10	経済産業省 国土交通省 環境省	経済産業省 製造産業局自動車課 国土交通省 自動車局環境政策課 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課	中古車の取得に係る自動車取得税の課税標準の特例
	11	経済産業省 国土交通省 環境省	経済産業省 製造産業局自動車課 国土交通省 自動車局環境政策課 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課	低公害車用燃料供給設備に係る課税標準の特例措置
	12	環境省	水・大気環境局自動車環境対策課	カーライフ・フェスタの開催
4 エコドライブ普及促進	1	警察庁 経済産業省 国土交通省 環境省	警察庁 交通局交通規制課 経済産業省 資源エネルギー庁省エネルギー対策課 国土交通省 総合政策局環境政策課 環境省 自動車環境対策課	エコドライブ普及・推進アクションプランの実施
	2	経済産業省 国土交通省	経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー対策課 国土交通省 自動車局 環境政策課	省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金 (省エネルギー型トラック運送に係るエコドライブ総合プログラム実施の実証事業)
5 交通需要の調整・低減	1	国土交通省	総合政策局公共交通政策部交通計画課	公共交通機関の利用促進
	2	国土交通省 経済産業省	国土交通省 総合政策局物流政策課、鉄道局鉄道事業課JR担当室 海事局総務課企画室 港湾局海洋・環境課、自動車局貨物課 総合政策局環境政策課 経済産業省 商務流通グループ 流通政策課	グリーン物流の推進
	3	国土交通省	道路局道路交通安全対策室	安全で快適な自転車利用環境の創出
6 交通流対策推進	1	国土交通省	道路局道路環境調査室	交差点の立体化等のボトルネック対策
	2	国土交通省	道路局路政課	道路と鉄道との連続立体交差化等のボトルネック対策
	3	警察庁	交通局交通規制課	交通規制の実施、違法駐車等の排除
	4	警察庁	交通局交通規制課	ITSの活用等による交通流円滑化のための交通環境の整備
	5	国土交通省	道路局高速道路課	ETCの普及促進
	6	国土交通省	道路局ITS推進室	VICSの整備拡充・普及促進
	7	国土交通省	道路局道路交通安全対策室	駐車場等の整備
	8	国土交通省	道路局道路保全企画室	路上工事の縮減
7 局地汚染対策	1	国土交通省	道路局道路環境調査室	街路樹整備、ボトルネック対策等による沿道環境の改善

※自動車NOx・PM総量削減基本方針の対策地域における総量削減のための施策に関する基本的事項の項目(1)～(7)

(所管) 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課
国土交通省 自動車局環境政策課

関連項目	(2)車種規制等 (3)低公害車普及促進 (4)エコドライブ普及促進 (5)交通需要調整・低減	実施期間	平成14年度から継続
施策・事業名	自動車NO _x ・PM法に基づく特定事業者における排出抑制対策		
関連法令・計画等名称	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（「自動車NO _x ・PM法」という。以下同じ。）		
概要	一定数以上の車両を使用する事業者において、排出抑制のための自動車使用管理計画を作成・提出し、併せてその実施状況の報告を行うことを通じて、事業者の排出抑制対策を推進する。		
施策・事業内容			
○事業内容 ・事業所管大臣において、事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出抑制のために必要な措置に関する事業者の判断基準を策定。 ・特定事業者（1の都道府県の対策地域内で自動車を30台以上使用する事業者）において、以下①～排出抑制のための自動車使用管理計画を作成し、都道府県知事（自動車運送事業者においては運輸局）に提出する。また、取組状況について毎年度報告を行う。 ① 自動車NO_x・PM法排出基準適合車への早期転換、低公害車の積極的導入 ② エコドライブの実施、車両の維持管理 ③ 車両の有効利用の促進（共同輸配送の促進、帰り荷の確保、輸送頻度の削減等） ④ モーダルシフト、情報化、物流施設の高度化等による車両走行量の削減 ・都道府県知事（自動車運送事業者においては国土交通大臣）は、事業者に対し指導・助言を行うとともに、取組の著しく不十分な特定事業者に対して勧告・公表・命令を行うことができる。 ○実績 平成26年度 特定事業者数（自動車運送事業者を除く。以下同じ。） 3,084 事業者（平成23年度比▲101） 特定自動車台数（自動車運送事業者分を除く） 368,731 台（平成23年度比+13,694 台） 特定事業者からのNO_x排出量 1,622 t／年 （平成23年度比▲553 t／年） 特定事業者からのPM排出量 65 t／年 （平成23年度比▲32 t／年）			
参考資料			
自動車使用管理計画について https://www.env.go.jp/air/car/noxpm/kanrikeikaku.html			

(所管) 環境省 水・大気環境局総務課環境管理技術室

関連項目	(1)自動車単体対策の強化等	実施期間	昭和 47 年から継続
施策・事業名	自動車排出ガスの量等の許容限度の強化		
関連法令・計画等名称	大気汚染防止法第 19 条第 1 項、第 3 項（自動車排出ガスの量の許容限度） 大気汚染防止法第 19 条の 2 第 1 項（自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度）		
概要	自動車排出ガスの量の許容限度、自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度について、自動車の種別または自動車の燃料の種類ごとに定め、逐次強化を行っている。		
施策・事業内容			
○自動車排出ガスの量の許容限度 ・「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第十次答申）」（平成 22 年 7 月 中央環境審議会）において、ディーゼル重量車に係る世界統一試験方法（WHDC）の導入及び次期排出ガス目標値が示され、これに基づき平成 27 年 6 月に規制強化を行った。 ・「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第十一次答申）」（平成 24 年 8 月 中央環境審議会）において、二輪車に係る世界統一試験方法（WMTC）の導入及び次期排出ガス目標値が示され、これに基づき平成 27 年 6 月に規制強化を行った。 ・「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第十二次答申）」（平成 27 年 2 月 中央環境審議会）において、乗用車等に係る世界統一試験方法（WLTP）の導入及び次期排出ガス目標値が示された。 ○自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度 ・「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第十次答申）」（平成 22 年 7 月 中央環境審議会）において、E10 の含酸素率上限及び蒸気圧について示され、これに基づき平成 24 年 3 月に規制化を行った。			
参考資料			

(所管) 国土交通省 自動車局環境政策課

関連項目	(1)単体対策の強化	実施期間	昭和 48 年から継続
施策・事業名	自動車の排出ガス規制値強化		
関連法令・計画等名称	道路運送車両の保安基準第 31 条		
概要	自動車の排出ガスについて、昭和 48 年より自動車の種別等により規制値を設け基準に適合しない自動車については、登録ができないこととなっており、適宜規制値の強化を行っている。		
施策・事業内容			
○実施内容			
・ ガソリンを燃料とする乗用車及び貨物車 昭和 48 年より規制開始。最新の規制は平成 17 年排出ガス規制（一部車種※は平成 21 年規制）が適用されている。			
・ 軽油を燃料とする乗用車及び貨物車 昭和 49 年より規制開始。最新の規制は平成 21 年排出ガス規制が適用されている。			
・ 二輪自動車 平成 10 年より規制開始。最新の規制は平成 19 年排出ガス規制が適用されている。			
・ 軽油を燃料とする特殊自動車 平成 15 年より規制開始。最新の規制は平成 26 年排出ガス規制が適用されている。			
・ ガソリンを燃料とする特殊自動車 平成 19 年より規制開始			
※ 吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車			
参考資料			

(所管) 国土交通省 自動車局整備課

関連項目	(1)単体対策の強化	実施期間	平成2年度から 継続実施中
施策・事業名	不正改造車を排除する運動		
関連法令・計画等名称	道路運送車両法		
概要	安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となる不正改造車を排除するため、街頭検査や自動車ユーザーに対する啓発活動等を実施。		
施策・事業内容			
関係省庁(内閣府・警察庁・農林水産省・経済産業省・環境省)の後援を得て、自動車関係団体(不正改造防止推進協議会)等と連携し、6月の1ヶ月間を「不正改造車を排除する運動」の強化月間として、「ディーゼルクリーン・キャンペーン」と連携しつつ下記の様々な運動を全国的に実施した。 記			
① 街頭検査の実施 期間中、警察庁、自動車検査独立行政法人、軽自動車検査協会、その他関係団体と協力して全国で街頭検査を実施した。平成23年～26年度の強化月間中に、全国で714回、70,547台に対して街頭検査を行った。			
② 不正な二次架装の防止 不正改造等を行った者に対する報告徴収及び立入検査権限の規定を有効に活用し、不正な二次架装の抑止・早期発見と架装メーカー、自動車販売会社及び自動車ユーザー等に対する指導を行った。			
③ 不正改造情報の収集 自動車ユーザー等からの情報提供を促進し、有効活用するため、各運輸支局等に迷惑改造車相談窓口及び迷惑黒煙相談窓口「不正改造車110番」及び迷惑黒煙相談窓口「黒煙110番」を設置し、寄せられた情報に基づいて、自動車のユーザーに対してハガキを送付するなどにより、不正改造状態の改善や自主点検等の指導を行った。			
④ 不正改造防止の啓発 上記の活動への自動車ユーザーの理解を深め、不正改造をなくすため、運動期間中、全国でポスターの掲示、チラシの配布及び全国の乗合バス事業者の協力により広報横断幕の掲示等を行い、本運動の啓発を行った。			
参考資料			

(所管) 国土交通省 自動車局環境政策課

関連項目	(1)単体対策の強化	実施期間	平成 17 年度から継続
施策・事業名	適正な燃料の使用促進方策の強化		
関連法令・計画等名称	道路運送車両法第 41 条（道路運送車両の保安基準第 8 条第 1 項） 道路運送車両法第 54 条第 1 項		
概要	街頭検査等の際に使用される燃料に係る検査等を実施し、自動車に不正軽油が使用されていると判明した場合には、適正な燃料を使用するよう、文書による警告又は適正な燃料への入れ替えを命じる整備命令を発令し、不正軽油の使用の排除を行う。		
施策・事業内容			
近年、排出ガス規制の強化等に対応するため、排出ガス浄化に係る自動車の構造装置が高度化しているが、排出ガス浄化装置が本来の性能を確保するためには、適正な燃料の使用の必要性が高まっている状況にある。 国土交通省では、不正軽油の使用による自動車の構造・装置への影響について実車による走行試験を行った結果、新短期規制適合車（硫黄分質量比が 0.005%（50ppm）以下の軽油の使用を前提に設計）については、少なくとも硫黄分の質量比が 0.02%（200ppm）以上の軽油を使用した場合には、燃料フィルターに目詰まりが生じることにより原動機の始動性等が劣化し、道路運送車両の保安基準第 8 条第 1 項に適合しなくなるおそれがあることが技術的に検証された。 以上を踏まえ、平成 17 年度より、使用されている軽油の硫黄分の質量比を街頭検査等において測定し、硫黄分の質量比が高い軽油を使用している自動車の使用者に対し、適正燃料の使用について口頭又は文書により強力に指導している。特に、硫黄分の質量比が 0.02%（200ppm）以上の不正軽油を使用している使用者に対しては整備命令の発令により適正な燃料の使用について改善を求めることとしている。 【燃料検査件数】 平成 17 年度実績 1,063 件 平成 18 年度実績 1,573 件（うち整備命令発令件数 2 件） 平成 19 年度実績 1,647 件（うち整備命令発令件数 1 件） 平成 20 年度実績 1,445 件 平成 21 年度実績 1,378 件 平成 22 年度実績 1,261 件（うち整備命令発令件数 1 件） 平成 23 年度実績 1,335 件 平成 24 年度実績 1,117 件（うち整備命令発令件数 1 件） 平成 25 年度実績 1,207 件 平成 26 年度実績 911 件			
参考資料			

(所管) 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課
国土交通省 自動車局環境政策課

関連項目	(2)車種規制等	実施期間	平成5年度から継続
施策・事業名	自動車NOx・PM法に基づく車種規制		
関連法令・計画等名称	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（「自動車NOx・PM法」という。以下同じ。） 道路運送車両の保安基準第31条の2		
概要	窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車のうち自動車NOx・PM法に基づく排出基準値を満たさないものについては、対策地域内に使用の本拠を置くことができない。		
施策・事業内容			
自動車NOx・PM法に基づき、トラック・バス等（ディーゼル車、ガソリン車、LPG車）及びディーゼル乗用車に関してNOx排出基準及びPM排出基準を定め、これらの基準に適合しないものは、新車・使用過程車の別なく対策地域内に使用の本拠の位置を置くことができないこととするもの。			
ディーゼル乗用車		NOx : 0.48g/km （昭和53年規制ガソリン車並） PM : 0.055g/km	
バス・トラック等（ディーゼル車、ガソリン車、LPG車）			
車両総重量区分	1.7t以下	NOx : 0.48g/km （昭和63年規制ガソリン車並） PM : 0.055g/km	
	1.7t超2.5t以下	NOx : 0.63g/km （平成6年規制ガソリン車並） PM : 0.06g/km	
	2.5t超3.5t以下	NOx : 5.9g/km （平成7年規制ガソリン車並） PM : 0.175g/km	
	3.5t超	NOx : 5.9g/km （平成10年、平成11年規制ディーゼル車並） PM : 0.49g/km （平成10年、平成11年規制ディーゼル車並）	
※使用過程車についての猶予期間に伴う使用可能期間は、平成27年度中ですべての車種について満了。			
参考資料			
自動車NOx・PM法について https://www.env.go.jp/air/car/noxpm.html			

(所管) 環境省水・大気環境局自動車環境対策課
国土交通省自動車局環境政策課

関連項目	(2)車種規制等	実施期間	平成 19 年度（平成 20 年 1 月 1 日より継続
施策・事業名	自動車NO _x ・PM法適合車ステッカー制度		
関連法令・計画等名称	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（「自動車NO _x ・PM法」という。以下同じ。）		
概要	自動車NO _x ・PM法に適合した車両へのステッカーの貼付により、対策地域外からの流入車の適合車への転換を促進。		

施策・事業内容

（事業内容）

自動車NO_x・PM法の排出ガス基準に適合している車両を判別できるようにするためのステッカーの貼付を推進する。荷主や荷受人等において自動車NO_x・PM法適合車かどうかを容易に判別できるようにし、ステッカー貼付車両の確認と使用を推奨することにより、対策地域外からの流入車について自動車NO_x・PM法適合車への早期の転換を推進する。

（実施方法）

自家用車については環境省、運送事業者については国土交通省において交付申請を受け付け、車検証記載内容を確認の上でステッカーを交付する。平成 20 年 1 月以降に新規登録されるディーゼル重量車については、車両製造事業者または販売事業者において販売時にステッカーを貼付けることとなっている。

なお、国土交通大臣認定低排出ガス車のステッカーは、自動車NO_x・PM法適合ステッカーと同等として扱っている。

年度	自家用交付枚数	事業用交付枚数
平成 19 (20 年 1 月より)	900	19,595
平成 20	1,620	5,467
平成 21	313	3,594
平成 22	2,951	8,657
平成 23	1,094	3,781
平成 24	147	364
平成 25	40	273
平成 26	85	126
平成 27 (12 月まで)	79	132

参考資料

自動車NO_x・PM法適合車ステッカーについて
<https://www.env.go.jp/air/car/noxpm/sticker.html>

(所管) 警察庁 交通局交通規制課

関連項目	(2)車種規制等	実施期間	平成 18 年度以前から継続
施策・事業名	排出基準非適合車の運行対策		
関連法令・計画等名称	道路交通法、自動車の保管場所の確保等に関する法律等		
概要	対策地域内に営業所があるにもかかわらず、対策地域外に営業所があるように偽装して車庫証明の提出又は自動車の登録を行う、いわゆる「車庫飛ばし」等事件の検挙		
施策・事業内容			
○実施内容 検挙事例			
・ NOx・PM 法の排ガス規制を逃れるため、対策地域外に所在する営業実態のない営業所を「使用の本拠の位置」として偽り、所有するダンプについて、継続的に不正な車検を受けて車庫飛ばしをしていた建築業者等を道路運送車両法違反等で検挙【平成 25 年 2・3 月埼玉県警察】			
・ 対策地域内において、排ガス排出基準に適合しないバスを運行し、大阪府知事から命令を受けたにもかかわらず、反復継続して運行するなどしたバス事業者 3 社を大阪府生活環境の保全等に関する条例（車種規制適合車等の使用命令等）違反で検挙【平成 25 年 5 月大阪府警察】			
参考資料			

(所管) 経済産業省 産業技術環境局環境指導室
 国土交通省 自動車局環境政策課
 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課

関連項目	(2) 車種規制等	実施期間	平成 19 年度 ～ 26 年度
施策・事業名	株式会社日本政策金融公庫「環境・エネルギー対策資金」（自動車NOx・PM法関連）		
関連法令・計画等名称	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第46条		
概要	自動車NOx・PM法に基づき排出基準適合車またはNOx・PM低減装置を取得する者に対して、必要な設備資金の融資を行う。		
施策・事業内容			
自動車NOx・PM法に基づき排出基準適合車またはNOx・PM低減装置を取得する者に対して、株式会社日本政策金融公庫より、必要な設備資金の融資を行った（当該施策は平成26年度末で終了。）。			
（1）貸付対象 自動車NOx・PM法の基準を満たした自動車に買い換える者、NOx・PM低減装置（後付け）を装着する者			
（2）貸付限度 中小企業事業：7億2千万円、国民生活事業：7千2百万円			
（3）貸付期間 設備資金 15年以内			
（4）貸付利率 （対策地域内）中小企業事業：特別利率②、国民生活事業：特別利率③ （対策地域外）中小企業事業、国民生活事業：特別利率①			
（5）貸付実績 （中小企業事業） 平成23年度：982百万円（14件）、平成24年度：177百万円（5件）、平成25年度：285百万円（8）、平成26年度：113百万円（5件） （国民生活事業） 平成23年度：115百万円（9件）、平成24年度：136百万円（9件）、平成25年度：63百万円（5件）、平成26年度：47百万円（3件）			
参考資料			

(所管) 経済産業省 製造産業局 自動車課

関連項目	(3)低公害車普及促進	実施期間	継続実施中
施策・事業名	クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金		
関連法令・計画等名称	・「自動車産業戦略 2014」(平成 26 年 11 月策定) ・「日本再興戦略改訂 2014」(平成 26 年 6 月閣議決定) ・「エネルギー基本計画」(平成 26 年 4 月閣議決定) ・「日本再生戦略」(平成 24 年 7 月閣議決定) ・「新成長戦略」(平成 22 年 6 月閣議決定) ・「次世代自動車戦略 2010」(平成 22 年 4 月 12 日、経済産業省次世代自動車戦略研究会) ・「低炭素社会づくり行動計画」(平成 20 年 7 月、閣議決定) ・「京都議定書目標達成計画」(平成 20 年 3 月、閣議決定)		
概要	クリーンエネルギー自動車等の普及を促進し、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制や石油依存度の低減を図るため、電気自動車等を導入する者に対して、その導入に必要な費用の一部を補助する。		
施策・事業内容			
○実施内容(実施事例等) ・補助対象・補助額(平成 26 年度)			
補助対象		補助額	
クリーンエネルギー自動車(電気自動車(燃料電池自動車を含む)、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車)の導入		(車両購入費用－基準額)×補助率 基準額… 「クリーンエネルギー自動車と同種・同格のガソリン車の価格」＋「一定年数分の燃料代等のランニングコスト差額」	
○事業実施量(件数、箇所数、区間延長等)			
導入実績(平成 26 年度) ＜車両導入＞ 電気自動車 26, 779 台、クリーンディーゼル自動車 99, 821 台			
参考資料			
補助事業 HP ・一般社団法人次世代自動車振興センター http://www.cev-pc.or.jp/NGVPC/subsidy/index.html			

(所管) 経済産業省 製造産業局自動車課

関連項目	(3)低公害車普及促進	実施期間	平成23年度第4次補正予算
施策・事業名	環境対応車普及促進事業		
関連法令・計画等名称	「経済危機対策」(平成21年4月10日発表) 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日発表)		
概要	環境性能に優れた新車の購入を促進し環境対策に貢献するとともに、国内市場活性化を図る。		

施策・事業内容

○実施内容(実施事例等)

以下の要件に合致する新車を購入し、一年間使用する者に対して補助金を交付する。(平成23年度補正予算事業)

<乗用車等※1> (登録車等・軽自動車)

環 境 要 件	登録車等	軽自動車
平成27年度燃費基準達成または平成22年度燃費基準25%超過達成※2※3	10万円	7万円



※1 乗車定員が10人以下の乗用車及び車両総重量が3.5トン以下のトラック・バス(バンを含む)。

※2 公式燃費値を有さない場合については、相応の環境要件を満たすと認められること。

※3 このほか、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・天然ガス自動車・燃料電池自動車・クリーンディーゼル自動車(乗用自動車)も対象。

<重量車> (トラック・バス)

環 境 要 件	小型※1 (GVW3.5トクラス)	中型※1 (GVW8トクラス)	大型※1 (GVW12トクラス)
平成27年度燃費基準達成※2※3	20万円	40万円	90万円



※1 「小型」: 車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のトラック及び車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のバス。

「中型」: 車両総重量が7.5トンを超え12トン以下のトラック及び車両総重量が8トンを超え12トン以下のバス。

「大型」: 車両総重量が12トンを超えるトラック・バス。

※2 公式燃費値を有さない場合については、相応の環境要件を満たすと認められること。

※3 このほか、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・天然ガス自動車・燃料電池自動車も対象。

○事業実施量(件数、箇所数、区間延長等)

- ・予算規模: 3,000億円
- ・交付台数: 約290万台

参考資料

一般社団法人次世代自動車振興センターHP
<http://www.cev-pc.or.jp/ECO/index.htm>

(所管) 経済産業省 資源エネルギー庁 燃料電池推進室

関連項目	(3)低公害車普及促進	実施期間	平成 23 年度 ～平成 25 年度
施策・事業名	地域水素供給インフラ技術・社会実証事業		
関連法令・計画等名称	エネルギー基本計画（平成 26 年 4 月 11 日閣議決定） 日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定） 規制改革実施計画（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定） 科学技術イノベーション戦略（平成 25 年 6 月 7 日閣議決定）		
概要	2015 年の燃料電池自動車の市場導入に向け、よりスムーズな普及拡大を図るため、燃料電池自動車の実証走行などによる市場形成に向けたユーザーの利便性、社会受容性等を調査・検証し、四大都市圏等を中心に社会受容性の向上を目指した。また、ビジネスを前提にした条件下において、燃料電池自動車・水素供給インフラの運用に重要な規制見直しや標準化・基準化のためのデータ取得等を行い、ステーションの早期のコストダウンを目指した。		
施策・事業内容			
○実施内容（実施事例等） ・水素充填圧 70MPa の水素供給インフラの実証研究を行い、その成果を活用して国際標準プロトコルの安全性検証、製品水素の品質管理基準・標準手法の確立、水素計量基準の確立等を実施した。またステーションの建設に係る許認可取得項目について、ステーションでの運用実績を通じて商用ステーションの整備につなげた。 ○施策・事業効果（交通量・平均速度等数量・実施車両数等、または定性的効果） 平成 26 年度からの商用水素ステーションの開所につなげた			
参考資料			

(所管) 経済産業省 資源エネルギー庁 燃料電池推進室

関連項目	(3)低公害車普及促進	実施期間	平成 25 年度から 継続実施中
施策・事業名	水素供給設備整備事業		
関連法令・計画等名称	エネルギー基本計画（平成 26 年 4 月 11 日閣議決定） 日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定） 科学技術イノベーション戦略（平成 25 年 6 月 7 日閣議決定）		
概要	2014 年の燃料電池自動車(FCV)の市場投入を踏まえ、燃料電池自動車の早期の普及拡大に必要な商用の水素ステーションの整備費用等の一部を補助。		
施策・事業内容			
○実施内容（実施事例等） 燃料電池自動車の普及を促進するため、商用の水素ステーションの整備費用等の一部を補助 ○事業実施量（件数、箇所数、区間延長等） 平成 26 年度 18 箇所が開所			
参考資料			

(所管) 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課

関連項目	(3)低公害車の普及促進	実施期間	平成 26 年度から継続
施策・事業名	中小トラック運送業者向け環境対応型ディーゼルトラック補助		
関連法令・計画等名称			
概要	中小企業である貨物運送事業者において長期経年車を環境対応型ディーゼルトラックに代替することにより、ＣＯ２排出削減と併せて大気汚染物質排出削減を図る。		
施策・事業内容			
1 対象事業 中小企業である貨物運送事業者において、長期経年車（平成 16 年度以前に新規登録されたもの）の環境対応型ディーゼルトラック（ポスト新長期規制適合し、かつ燃費水準または排ガス排出水準について一定の基準を満たすもの）への代替を支援する事業 2 補助額 1 台あたり 大型 100 万円、中型 70 万円、小型 40 万円 3 実績 平成 2 6 年度 3,106 台（1,693 事業者）			
参考資料			

(所管) 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課

関連項目	(3)低公害車の普及促進	実施期間	平成23年度から平成26年度
施策・事業名	特殊自動車における低炭素化促進事業		
関連法令・計画等名称			
概要	低炭素化が遅れているオフロード車について、ハイブリッドオフロード車等の導入に係る費用の一部補助を行うことで普及促進を図り、大気汚染物質の排出削減を図る。		
施策・事業内容			
1 対象事業 ハイブリッドオフロード車等（ショベルローダ、ブルドーザ、フォークリフト）を導入する事業			
2 補助額 通常車流との価格差の1／2 （1台あたり補助上限額：1,300千円）			
3 実績 平成23年度 79台 （先進的次世代車普及促進事業） 平成24年度 73台 （特殊自動車における低炭素化促進事業） 平成25年度 71台 （特殊自動車における低炭素化促進事業） 平成26年度 集計中			
参考資料			

(所管) 経済産業省 製造産業局自動車課
国土交通省 自動車局環境政策課
環境省 水・大気環境局自動車環境対策課

関連項目	(3)低公害車普及促進	実施期間	平成13年度以降 ～継続実施中
施策・事業名	日本政策金融公庫による低利融資：環境・エネルギー対策資金（低公害車関連）		
関連法令・計画等 名称	・京都議定書目標達成計画（平成17年4月閣議決定、平成20年3月閣議決定（全部改訂）） ・低炭素社会づくり行動計画（平成20年7月閣議決定） ・エネルギー基本計画（平成22年6月閣議決定） ・新成長戦略（平成22年6月閣議決定） ・日本再生戦略（平成24年7月閣議決定） ・日本再興戦略（平成25年6月閣議決定） ・エネルギー基本計画（平成26年4月閣議決定）		
概要	ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車、ポスト新長期規制適合車のうちディーゼル自動車又は燃料供給設備（電気充電設備又は天然ガス充填設備に限る。）を取得する場合に、低利融資を行うことで経済的インセンティブを付与し、低公害車の普及を促進している。		

施策・事業内容

○実施内容

1. 貸付対象

ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車、ポスト新長期規制適合車のうちディーゼル自動車又は燃料供給設備（電気充電設備又は天然ガス充填設備に限る。）

2. 貸付限度

- ・国民生活事業：7,200万円
- ・中小企業事業：直接貸付 7億2千万円
代理貸付 1億2千万円

3. 貸付期間

15年以内（据置期間2年以内）

4. 貸付利率

- ・国民生活事業：特別利率②
- ・中小企業事業：基準利率。ただし、4億円を限度として特別利率②

○事業実施量

【融資実績】

	国民生活事業		中小企業事業	
	件数	実績	件数	実績
平成23年度	1,751件	77.8億円	361件	86.5億円
平成24年度	2,754件	130.9億円	627件	148.2億円
平成25年度	3,187件	157.8億円	449件	96.7億円
平成26年度	2,907件	152.5億円	345件	88.7億円

参考資料

- 【国民生活事業】 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku.html
【中小企業事業】 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku_t.html

(所管) 経済産業省 製造産業局自動車課
国土交通省 自動車局環境政策課
環境省 水・大気環境局自動車環境対策課

関連項目	(3)低公害車普及促進	実施期間	平成 13 年度以降継続
施策・事業名	自動車税のグリーン化		
関連法令・計画等名称	○自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針(平成 23 年 3 月 25 日閣議決定) ○日本再興戦略(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)		
概要	排出ガス性能及び燃費性能に応じ、環境性能に優れた自動車に対しては自動車税を軽減するとともに、環境負荷の大きい自動車に対しては重課する。		
施策・事業内容			
○実施内容（実施事例等） (1)平成 26 年度の車体課税制度 (重課) ■概ね 15%重課 ・車齢 11 年超のディーゼル車や、車齢 13 年超のガソリン車・LPG 車(電気自動車等※、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド車、一般乗合バス及び被けん引車を除く)については 15%重課。 (軽課) ■概ね 75%軽減 ・電気自動車等※及びクリーンディーゼル乗用車並びに平成 17 年排ガス規制 75%低減(☆☆☆☆)かつ平成 27 年度燃費基準+20%達成(平成 32 年度燃費基準達成)車 ■概ね 50%軽減 ・平成 17 年排ガス規制 75%低減(☆☆☆☆)かつ平成 27 年度燃費基準+10%達成車 (2)平成 24,25 年度の車体課税制度 (重課) ■概ね 10%重課 ・車齢 11 年超のディーゼル車や、車齢 13 年超のガソリン車・LPG 車(電気自動車等※、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合バス及び被けん引車を除く)については 10%重課。 (軽課) ■概ね 50%軽減 ・電気自動車等※及び平成 17 年排ガス規制 75%低減(☆☆☆☆)かつ平成 27 年度燃費基準+10%達成車 ■概ね 25%軽減 ・平成 17 年排ガス規制 75%低減(☆☆☆☆)かつ平成 27 年度燃費基準達成車			
○施策・事業効果（交通量・平均速度等数量・実施車両数等、または定性的効果） 平成 23 年度 軽課分 313 億円 重課分 237 億円 平成 24 年度 軽課分 346 億円 重課分 250 億円 平成 25 年度 軽課分 308 億円 重課分 256 億円			
※電気自動車(燃料電池車含む)、天然ガス自動車(平成 21 年排ガス規制 NOx10%低減)、プラグインハイブリッド自動車（平成 26 年度よりクリーンディーゼル自動車を追加）			
参考資料			
・実施内容(平成 24～26 年度税制改正大綱) (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran04.html) ・施策・事業効果(地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第 189 回国会提出)) (http://www.soumu.go.jp/main_content/000342082.pdf)			

(所管) 経済産業省 製造産業局自動車課
 国土交通省 自動車局環境政策課
 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課

関連項目	(3)低公害車普及促進	実施期間	平成 21 年度以降継続
施策・事業名	自動車重量税・自動車取得税の時限的な税率軽減措置		
関連法令・計画等名称	○自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針(平成 23 年 3 月 25 日閣議決定) ○日本再興戦略(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)		
概要	自動車需要の急激な落ち込みなどの景気動向を踏まえ、内需振興の緊急性等も考慮し、環境対応車の普及促進を図るため、自動車重量税及び自動車取得税の免税・軽減措置を時限的に実施。		

施策・事業内容

○実施内容（実施事例等）

■自動車重量税の減免

- ・新車新規検査に係る措置(平成 24 年 5 月 1 日～平成 27 年 4 月 30 日までに新車新規検査を受ける場合)
- ・2 回目車検等に係る措置
 - (a)上記措置の適用を受けた免税対象車について、2 回目の車検を受ける場合(新車新規検査による車検証の記載事項について車両構造等の変更がない場合に限り)
 - (b)免税対象車(上記措置の適用があるものを除く)について、平成 24 年 5 月 1 日から平成 27 年 4 月 30 日までの間に受ける最初の車検の場合

(1)平成 26 年度の車体課税制度

(自動車重量税の減免)

○乗用車の例

■免税

- ・電気自動車等*及び平成 17 年排ガス規制 75%低減(☆☆☆☆)かつ平成 27 年度燃費基準+20%達成車(2 回目車検等においても免税)

■75%軽減

- ・平成 17 年排ガス規制 75%低減(☆☆☆☆)かつ平成 27 年度燃費基準+10%達成車

■50%軽減

- ・平成 17 年排ガス規制 75%低減(☆☆☆☆)かつ平成 27 年度燃費基準達成車

(経年車に対する課税の引き上げ)

- 平成 26 年 4 月 1 日以後に継続検査等を受ける自家用の検査自動車のうち、新車新規登録から 13 年を経過したもの(新車新規登録から 18 年を経過したものを除く)に係る自動車重量税を引き上げた。

(自動車取得税の減免)

○乗用車の例

■免税

- ・電気自動車等*及び平成 17 年排ガス規制 75%低減(☆☆☆☆)かつ平成 27 年度燃費基準+20%達成車

■80%軽減

- ・平成 17 年排ガス規制 75%低減(☆☆☆☆)かつ平成 27 年度燃費基準+10%達成車

■60%軽減

- ・平成 17 年排ガス規制 75%低減(☆☆☆☆)かつ平成 27 年度燃費基準達成車

(2)平成 24,25 年度の車体課税制度

(自動車重量税の減免)

○乗用車の例

■免税

- ・電気自動車等*及び平成 17 年排ガス規制 75%低減(☆☆☆☆)かつ平成 27 年度燃費基準+20%達成車

(2 回目車検等にかかる措置：50%軽減)

■75%軽減

・平成 17 年排ガス規制 75%低減(☆☆☆☆)かつ平成 27 年度燃費基準+10%達成車

■50%軽減

・平成 17 年排ガス規制 75%低減(☆☆☆☆)かつ平成 27 年度燃費基準達成車

(自動車取得税の減免)

○乗用車の例

■免税

・電気自動車等*及び平成 17 年排ガス規制 75%低減(☆☆☆☆)かつ平成 27 年度燃費基準+20%達成車

■75%軽減

・平成 17 年排ガス規制 75%低減(☆☆☆☆)かつ平成 27 年度燃費基準+10%達成車

■50%軽減

・平成 17 年排ガス規制 75%低減(☆☆☆☆)かつ平成 27 年度燃費基準達成車

※電気自動車(燃料電池車含む)、天然ガス自動車(平成 21 年排ガス規制 NOx10%低減)、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車

○施策・事業効果（交通量・平均速度等数量・実施車両数等、または定性的効果）

平成 23 年度 自動車重量税 1018 億円 自動車取得税 ▲2338 億円

平成 24 年度 自動車重量税 347 億円 自動車取得税 ▲2319 円

平成 25 年度 自動車重量税 440 億円 自動車取得税 ▲3124 億円

参考資料

・実施内容(平成 24～26 年度税制改正大綱)

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran04.html)

・施策・事業効果(平成 28 年度税制改正要望(経済産業省))

(http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2016/request/meti/index.htm)

・施策・事業効果(地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第 189 回国会提出))

(http://www.soumu.go.jp/main_content/000342082.pdf)

(所管) 経済産業省 製造産業局自動車課
 国土交通省 自動車局環境政策課
 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課

関連項目	(3)低公害車普及促進	実施期間	平成 11 年度以降継続
施策・事業名	中古車の取得に係る自動車取得税の課税標準の特例		
関連法令・計画等名称	○自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針(平成 23 年 3 月 25 日閣議決定) ○日本再興戦略(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)		
概要	次世代自動車等(中古車)を取得した場合、自動車取得税の課税標準から一定額を控除する。		
施策・事業内容			
○実施内容（実施事例等） 平成 24,25,26 年度の車体課税制度 ○乗用車の例 ■45 万円控除 ・電気自動車等及び平成 17 年排ガス規制 75%低減(☆☆☆☆)かつ平成 27 年度燃費基準+20%達成車 ■30 万円控除 ・平成 17 年排ガス規制 75%低減(☆☆☆☆)かつ平成 27 年度燃費基準+10%達成車 ■15 万円控除 ・平成 17 年排ガス規制 75%低減(☆☆☆☆)かつ平成 27 年度燃費基準達成車 ※本制度は平成 21 年度以降、中古車を対象としている。 ○施策・事業効果（交通量・平均速度等数量・実施車両数等、または定性的効果） 平成 23 年度 473 億円 平成 24 年度 559 億円 平成 25 年度 1227 億円 ※電気自動車(燃料電池車含む)、天然ガス自動車(平成 21 年排ガス規制 NOx10%低減)、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車			
参考資料			
・実施内容(平成 28 年度税制改正要望(経済産業省)) (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/h28_youbou14.html) ・施策・事業効果(地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第 189 回国会提出)) (http://www.soumu.go.jp/main_content/000342082.pdf)			

(所管) 経済産業省 製造産業局自動車課
 国土交通省 自動車局環境政策課
 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課

関連項目	(3)低公害車普及促進	実施期間	平成 9 年度以降継続
施策・事業名	低公害車用燃料供給設備に係る課税標準の特例措置		
関連法令・計画等名称	○自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針(平成 23 年 3 月 25 日閣議決定) ○日本再興戦略(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)		
概要	低公害車のうち、燃料電池自動車及び天然ガス自動車等の普及を促進するにあたり、燃料供給インフラ(水素充填設備又は天然ガス設備)の整備が十分でないことが普及の妨げの一因となっていることから、燃料供給設備を取得してから 3 年間に限り、固定資産税の課税標準を 2/3 に軽減することで負担の軽減を図り、燃料供給インフラの整備を推進する		
施策・事業内容			
○実施内容(実施例等) 平成 25,26 年度特例措置 対象 ・水素充填設備(1 億 5000 万円以上) ・天然ガス充填設備(2000 万円以上) ※()内は対象となる設備の取得評価額 平成 24 年度特例措置 対象 ・水素充填設備(2000 万円以上) ・天然ガス充填設備(2000 万円以上) ※()内は対象となる設備の取得評価額			
○事業実施量(件数、箇所数、区間延長等) 燃料等供給設備数 平成 23 年度 337 箇所 平成 24 年度 330 箇所 平成 25 年度 317 箇所			
○施策・事業効果(交通量・平均速度等数量・実施車両数等、または定性的効果) 平成 23 年度 18.2 百万円 平成 24 年度 22.1 百万円 平成 25 年度 17.3 百万円			
参考資料			
・租税特別措置に係る政策の事前評価書(平成 26 年、経済産業省) (http://www.meti.go.jp/policy/policy_management/26fy-seisakuhyouka/25b.pdf)			

(所管) 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課

関連項目	(3)低公害車の普及促進	実施期間	平成 23 年度から継続
施策・事業名	カーライフ・フェスタの開催		
関連法令・計画等名称	日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）		
概要	大都市を中心とした自動車からの NOx 等による大気汚染や地球温暖化対策に有効である次世代自動車の利用を拡大するとともに、今後の有効な施策を検討するためには、一般の自動車ユーザーが抱く次世代自動車を利用・購入する際の課題や意欲を的確に把握する必要がある、ユーザーが実際に次世代自動車を見て、試乗できる場において調査することが効率的である。 そこで、そのような場として、「エコ&セーフティ神戸カーライフ・フェスタ」を開催し、会場で次世代自動車を利用・購入する際の課題や意欲等に関するユーザーの意識及び次世代自動車の利用動向調査を実施している。		
施策・事業内容			
主催：環境省、神戸市、（一社）日本自動車連盟（J A F） 開催場所：神戸メリケンパーク			
平成 23 年度 5 月 14～15 日開催 来場者数 41,300 人、出展団体 63、出展車両総数 87 台(展示 74 台、試乗 13 台) 【主な内容】エコドライブシンポジウム、エコドライブ専門家によるトークショー、エコカーガイドツアー(会場内)、交通安全教室等			
平成 24 年度 5 月 19～20 日開催 来場者数 54,500 人、出展団体 50、出展車両総数 68 台(展示 58 台、試乗 10 台) 【主な内容】エコドライブセミナー、エコドライブ専門家によるトークショー、エコカーガイドツアー(会場内)、交通安全教室等			
平成 25 年度 5 月 18～19 日開催 来場者数 28,100 人、出展団体 32、出展車両総数 62 台(展示 52 台、試乗 10 台) 【主な内容】エコドライブセミナー、エコカーキーワードスタンプラリー、交通安全教室等			
平成 26 年度 5 月 17～18 日開催 来場者数 51,300 人、出展団体 34、出展車両総数 63 台(展示 50 台、試乗 13 台) 【主な内容】エコドライブ専門家によるトークショー、エコ&セーフティクイズ大会、エコカーキーワードスタンプラリー、交通安全教室等			
平成 27 年度 5 月 16～17 日開催 来場者数 52,500 人、出展団体 29、出展車両総数 66 台(展示 54 台、試乗 12 台) 【主な内容】エコ&セーフティビンゴ大会、エコカーキーワードスタンプラリー、交通安全教室等			
参考資料			
エコ&セーフティ神戸カーライフ・フェスタ 2011 の開催について (https://www.env.go.jp/press/13718.html) エコ&セーフティ神戸カーライフ・フェスタ 2012 の開催について (http://www.env.go.jp/press/15150.html) エコ&セーフティ神戸カーライフ・フェスタ 2013 の開催について (http://www.env.go.jp/press/16587.html) エコ&セーフティ神戸カーライフ・フェスタ 2014 の開催について http://www.env.go.jp/press/18098.html エコ&セーフティ神戸カーライフ・フェスタ 2015 の開催について https://www.env.go.jp/press/100805.html			

(所管) 国土交通省 自動車局環境政策課

関連項目	(3)低公害車普及促進	実施期間	平成14年度から継続
施策・事業名	次世代大型車開発・実用化促進事業 (※平成22年度まで次世代低公害車開発・実用化促進事業として実施。平成23年度から現行の名称)		
関連法令・計画等名称			
概要	大型車について、排出ガス低減、低炭素化等に資する革新的技術の早期実現を図るため、環境性能を向上させた次世代大型車（大型トラック、バス）の技術開発・実用化を促進する。		
施策・事業内容			
排出ガス性能を大幅に改善させ、二酸化炭素の排出量を低減した次世代大型車の開発・実用化を促進しつつ、必要な安全上・環境上の技術基準等を策定する。			
①新たな次世代大型車の開発促進 開発段階にある新たな次世代低公害車の開発を促進するため、施策・評価を行うことにより、技術基準等（指針）を策定。			
②開発した次世代大型車の実用化普及促進（実証試験） 実用化が近い次世代大型車について、その普及を促進するため、公道走行試験等を通じて、走行データを収集、評価することにより、技術基準等の整備を推進。			
【対象車種】			
○平成14～22年度 非接触給電（※1）ハイブリッド自動車、スーパークリーンディーゼルエンジン、FTD（※2）自動車、DME（※3）自動車、大型CNG（※4）自動車、LNG（※5）自動車、水素エンジン			
○平成23～26年度 電気・プラグインハイブリッドトラック、高効率ハイブリッドトラック、非接触給電（※1）ハイブリッド自動車（平成23年度まで）、高性能電動路線バス（※6）、次世代バイオディーゼルエンジン			
※1 電磁誘導により外部から大量充電できるシステム			
※2 Fischer-Tropsch Diesel。天然ガス、バイオマス等から化学的に合成される軽油状の新燃料。			
※3 ジメチルエーテル			
※4 圧縮天然ガス			
※5 液化天然ガス			
※6 非接触給電ハイブリッドバス以外の大型電動バス)			
参考資料			

(所管) 国土交通省自動車局環境政策課

関連項目	(3)低公害車の普及促進	実施期間	平成 14 年度から継続
施策・事業名	環境対応車普及促進事業		
関連法令・計画等名称			
概要	自動車分野における地球温暖化対策、大気汚染対策、燃料多様化などのエネルギーセキュリティを推進する観点から、自動車運送事業者等の環境対応車への買い替え・購入を促進することにより、環境対策を強力に推進する。		
施策・事業内容			
自動車運送事業者等に、CNGトラック・バス、ハイブリッドトラック・バス等の導入に対して地方公共団体等と強調して補助を行う。			
補助率：			
○経年車の廃車を伴う新車購入の場合 通常車両価格との差額の 1 / 2 以内又は車両本体価格の 1 / 4 以内			
○新車のみの購入の場合 通常車両価格との差額の 1 / 3 以内又は車両本体価格の 1 / 4 以内			
○使用過程車のCNG車への改造 改造費の 1 / 3 以内			
補助実績：平成 23 年から 26 年まで計 4,481 台の補助を行った。			
参考資料			

(所管) 警察庁 交通局交通規制課
 経済産業省 資源エネルギー庁省エネルギー対策課
 国土交通省 総合政策局環境政策課
 環境省 自動車環境対策課

関連項目	(4)エコドライブ普及促進	実施期間	平成 18 年度から継続
施策・事業名	エコドライブ普及・推進アクションプランの実施		
関連法令・計画等名称	エコドライブ普及・推進アクションプラン		
概要	関係 4 省庁（警察庁、経済産業省、国土交通省及び環境省）のエコドライブ普及連絡会を中心とした広報活動等により国民の意識向上を図り、エコドライブ普及のための環境整備を行う。		
施策・事業内容			
○実施内容 ■エコドライブ（環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用）の取組については、平成 1 8 年度に策定した『エコドライブ普及・推進アクションプラン』に基づき、警察庁、経済産業省、国土交通省及び環境省と連携し、普及促進を図ってきたところ、上記 4 省庁で構成するエコドライブ普及連絡会では、引き続きエコドライブの普及推進を図るため、行楽シーズンであり自動車に乗る機会が多くなる 1 1 月を「エコドライブ推進月間」とし、シンポジウムの開催や全国各地でのイベント等を連携して推進し、積極的な広報を毎年度行った。			
参考資料			
http://www.env.go.jp/press/7197.html http://www.meti.go.jp/press/2014/10/20141031003/20141031003.html			

(所管) 経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー対策課
国土交通省 自動車局 環境政策課

関連項目	(4)エコドライブ普及促進	実施期間	平成 25 年度から継続実施中
施策・事業名	省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金 （省エネルギー型トラック運送に係るエコドライブ総合プログラム実施の実証事業）		
関連法令・計画等名称			
概要	エコドライブの効果を実証するため、トラック運送事業者などに対して必要経費を補助する事業		
施策・事業内容			
○実施内容（実施事例等） エコドライブの効果を実証するため、トラック運送事業者等が専門のコンサルタント会社からのエコドライブ指導を受けるために必要な経費などを支援し、エコドライブによるトラック運送の省エネルギー化のデータ取得を行うもの。 ○事業実施量（件数、箇所数、区間延長等） 平成 2 5 年度 申請件数			

(所管) 国土交通省 総合政策局公共交通政策部交通計画課

関連項目	(5)交通需要調整・低減	実施期間	平成１９年度から継続
施策・事業名	公共交通機関の利用促進		
関連法令・計画等名称			
概要	鉄道新線の整備、既存の鉄道・バスの利用促進、通勤交通マネジメント等の手段により、マイカーから公共交通機関への利用転換を図る。		
施策・事業内容			
○実施内容			
<u>（１）既存鉄道の利用促進</u> 交通系 IC カードの導入等情報化の推進、乗り継ぎ改善、鉄道駅のバリアフリー化等によるサービス・利便性の向上を通じ、鉄道利用の促進を図った。 ・ホームドアの設置（平成 26 年度末時点 615 駅（全国）） ・段差解消の実施（平成 26 年度末時点 4,188 駅(全国)） ・誘導ブロックの設置（平成 26 年度末時点 7,406 駅（全国）） ・車いす使用者対応型トイレの設置（平成 26 年度末時点 3,478 駅（全国））			
<u>（２）バスの利用促進</u> ノンステップバスの普及、交通系 IC カードの導入及びバスロケーションシステムの整備等のバス利便性向上を通じ、バス利用の促進を図った。 ・ノンステップバス導入台数（平成 26 年度末時点 21,074 台）			
<u>（３）通勤交通マネジメント</u> エコ通勤に積極的に取り組む事業所を認証・登録し、エコ通勤の普及促進を図った。 ・エコ通勤優良事業所認証登録件数（平成 26 年度末時点 655 事業所）			
参考資料			

(所管) 国土交通省 総合政策局物流政策課
 鉄道局鉄道事業課 JR 担当室 海事局総務課企画室 港湾局海洋・環境課
 自動車局貨物課 総合政策局環境政策課
 経済産業省 商務流通グループ 流通政策課

関連項目	(5)交通需要調整・低減	実施期間	平成 19 年度から継続
施策・事業名	グリーン物流の推進		
関連法令・計画等名称	エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号） 交通政策基本計画（平成 27 年 2 月）		
概要	輸送の効率化、鉄道・海運へのモーダルシフト、物流拠点施設の総合化、貨物の積載効率の向上等の物流のグリーン化により、物流部門における二酸化炭素排出量の削減を図る。		
施策・事業内容			
○実施内容（実施事例等）			
・グリーン物流パートナーシップ会議（荷主と物流事業者の協働等による自主的な CO ₂ 削減取組の促進）			
・災害等による鉄道輸送障害の代替手段の確保			
・物流総合効率化法（物流拠点施設の総合化と流通業務の効率化の推進）			
・省エネ法（運輸部門の省エネ化を実現するために、省エネ法に基づき、一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者（特定輸送事業者）に対し、エネルギー使用量等の定期報告を義務づけており、省エネ法の判断基準に則り、エネルギー使用に係る原単位又は電気需要平準化評価原単位を中長期的にみて年平均 1 % 以上低減させることを目標としている。）			
・鉄道貨物・海上貨物輸送へのモーダルシフト			
・フェリー・内航海運の競争力強化の取組の推進			
・海上貨物輸送へのモーダルシフト促進に向けた港湾における対策			
・トラック輸送の効率化の推進			
○事業実施量（件数、箇所数、区間延長等）			
・特定貨物輸送事業者数の推移（年度末時点）（省エネ法）			
平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
428 社	424 社	407 社	400 社
○施策・事業効果（交通量・平均速度等数量・実施車両数等、または定性的効果）			
特定貨物輸送事業者の直近 5 年間における省エネ等改善率の推移（省エネ法）			
平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
-1.65%	-1.02%	-1.05%	集計中
・鉄道による貨物輸送トンキロ（モーダルシフト）〔単位：億トンキロ〕			
平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
180	187	193	195
内航内運による貨物輸送トンキロ（モーダルシフト）〔単位：億トンキロ〕			
平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
305	333	330	331
参考資料			
・グリーン物流パートナーシップ会議HP（ http://www.greenpartnership.jp/ ）			

(所管) 国土交通省 道路局道路交通安全対策室

関連項目	(5)交通需要調整・低減	実施期間	継続実施中
施策・事業名	安全で快適な自転車利用環境の創出		
関連法令・計画等名称			
概要	自転車の通行空間の整備及び利活用の推進		
施策・事業内容			
○実施内容 ・国土交通省と警察庁が、2012 年 11 月に共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づき、自転車ネットワーク計画の作成やその整備、自転車利用促進方策等を総合的に推進した。また、これらのさらなる促進のため、警察庁と共同で有識者による検討委員会を開催し、現行のガイドライン改定に向けた検討を実施した。			
参考資料			

(所管) 国土交通省 道路局道路環境調査室

関連項目	(6)交通流対策の推進	実施期間	継続実施中
施策・事業名	交差点の立体化等のボトルネック対策		
関連法令・計画等名称			
概要	交通の円滑化を図り、沿道環境への影響を軽減する。		
施策・事業内容			
○実施内容 ・環境基準を達成していない地域を中心に、沿道環境の改善を図るため、バイパス整備や交差点改良等のボトルネック対策等を推進した。			
参考資料			

(所管) 国土交通省 道路局路政課

関連項目	(6)交通流対策の推進	実施期間	継続実施中								
施策・事業名	道路と鉄道との連続立体交差化等のボトルネック対策										
関連法令・計画等名称	踏切道改良促進法、第9次交通安全基本計画 社会資本整備										
概要	長時間の踏切遮断による交通渋滞を緩和・解消するため、連続立体交差事業や道路の立体化等により、開かずの踏切等の解消を推進する。										
施策・事業内容											
○実施内容 ・連続立体交差化など、抜本的な対策の検討が必要なボトルネック踏切等について重点的に対策を推進する。 ○実施量 踏切除却数（緊急対策踏切） <table><tr><td>平成23年度</td><td>19箇所</td></tr><tr><td>平成24年度</td><td>54箇所</td></tr><tr><td>平成25年度</td><td>8箇所</td></tr><tr><td>平成26年度</td><td>14箇所</td></tr></table> 平成13～17年度の5年間に除却した踏切（6箇所／年）の2倍を上回るペースで踏切除却を実施				平成23年度	19箇所	平成24年度	54箇所	平成25年度	8箇所	平成26年度	14箇所
平成23年度	19箇所										
平成24年度	54箇所										
平成25年度	8箇所										
平成26年度	14箇所										
参考資料											

(所管) 警察庁 交通局交通規制課

関連項目	(6)交通流対策の推進	実施期間	平成 18 年度以前から継続
施策・事業名	交通規制の実施、違法駐車 の 排除		
関連法令・計画等名称	道路交通法、自動車 の 保管場所 の 確保等 に 関する 法律		
概要	交通需要 の 調整・低減 を 図る ため、各種 交通規制、違法駐車 の 排除 を 実施。		
施策・事業内容			
○実施内容（実施事例等） 1 交通規制の実施 バス専用（優先）通行帯の指定、大型貨物車等通行区分の指定、大型車両通行禁止規制、最高速度規制、中央線変移規制（時間限定（可変））、右折車線等の設置等の各種交通規制を実施している。 2 違法駐車 の 排除 違法駐車 に対する 交通指導取締り、保管場所法違反 の 取締り を 実施 している。			
参考資料			

(所管) 警察庁 交通局交通規制課

関連項目	(6)交通流対策の推進	実施期間	平成 18 年度以前から継続
施策・事業名	ITS の活用等による交通流円滑化のための交通環境の整備		
関連法令・計画等名称	道路交通法、自動車の保管場所の確保等に関する法律		
概要	交通流の円滑化を図るため、交通環境の整備を実施		
施策・事業内容			
○実施内容			
1 ITS の活用			
○ バス等の大量公共輸送機関を優先的に走行させる信号制御を行い、定時運行と利便性の向上を図る公共車両優先システム（PTPS）を運用している。			
○ 交通公害の状況に応じた交通情報提供や信号制御を行うことにより、排気ガス等を低減し、環境保護を図ることを目的とした交通公害低減システム（EPMS）を運用している。			
2 信号機の整備の推進			
信号機の集中制御化、信号機の改良（プログラム多段系統化、半感应化、右折感应化、多現示化等）を推進している。			
3 駐車対策の推進			
違法駐車抑止システムの運用、きめ細かな駐車規制、違法駐車取締り等のハード・ソフト一体となった総合的な駐車対策を推進している。			
4 交通関係情報の収集と提供			
運転者に対して、交通渋滞、交通規制等の交通情報をリアルタイムに提供する道路交通情報システム（VICS）、交通情報提供装置（光ビーコン、交通情報板等）等を活用している。			
○事業実施量			
1 PTPS の運用状況（平成 26 年度末現在）			
1,601 交差点（61.1%）、延長 511km 99 区間			
2 EPMS の運用状況（平成 26 年度末現在）			
195 交差点（83.7%）、延長 52.7km 9 区間 5 都市（川崎市、神戸市、芦屋市、西宮市、尼崎市）			
※ 数値は 8 都府県の対策地域内における平成 26 年度末の数値、（ ）内の％は全国の整備対象に占める割合			
参考資料			

(所管) 国土交通省 道路局高速道路課

関連項目	(6)交通流対策の推進	実施期間	継続実施中
施策・事業名	ETC の普及促進		
関連法令・計画等名称			
概要	交通流円滑化対策として、ETC の普及を促進するもの		
施策・事業内容			
○実施内容 ・ ETC の普及促進により、自動車走行速度を向上し、交通流円滑化を図る。施策内容としては、ETC への利用転換を促進するため、ETC の利用機会の拡大に向けた取組み（時間帯割引、ETC 車載器購入支援等）を実施した。			
参考資料			

(所管) 国土交通省 道路局 I T S 推進室

関連項目	(6)交通流対策の推進	実施期間	継続実施中
施策・事業名	VICS の整備拡充・普及促進		
関連法令・計画等名称			
概要	交通流円滑化対策として、VICS の整備拡充・普及促進をするもの。		
施策・事業内容			
○実施内容（実施事例等） ・ VICS の整備拡充・普及促進により、交通流の円滑化を図った ・ 具体的には、路側施設（通信スポット）の整備による情報提供エリアの拡充を図った ○実施量 ・ 平成 26 年度までに情報提供を行う通信スポットを全国の高速道路上を中心に約 1,600 箇所整備 ・ 全国の高速道路上を中心に、広域的な渋滞情報の提供や事故多発箇所におけるカーブ先の見えない渋滞などの危険な状況の注意喚起を実施			
参考資料			
国土交通省道路局 ITS ホームページ http://www.mlit.go.jp/road/ITS/j.html/index.html			

(所管) 国土交通省 道路局道路交通安全対策室

関連項目	(6)交通流対策の推進	実施期間	継続実施中
施策・事業名	駐車場等の整備		
関連法令・計画等名称	駐車場法、道路法		
概要	沿道利用者や荷捌き車両等の一時的な駐停車に対応した駐停車スペースの確保等により道路空間の適正利用を図る。		
施策・事業内容			
○実施内容 ・ 路上駐停車対策としての駐車場の整備を推進した。			
参考資料			

(所管) 国土交通省 道路局道路保全企画室

関連項目	(6)交通流対策の推進	実施期間	継続実施中
施策・事業名	路上工事の縮減		
関連法令・計画等名称			
概要	交通流円滑化対策として路上工事の縮減を図るもの。		
施策・事業内容			
○実施内容 ・路上工事の縮減により、路上工事に伴う交通渋滞の緩和や通行阻害の改善を図り、交通流の円滑化を図る。事業内容としては、共同施工による工事量の縮減、年末年始や地域のイベント期間での路上工事の抑制等を推進する。 ○対策地域内の国道事務所における道路管理延長あたりの年間路上工事時間 平成２３年度：２４１時間／ｋｍ・年 平成２４年度：２３９時間／ｋｍ・年 平成２５年度：２４７時間／ｋｍ・年 平成２６年度：２０８時間／ｋｍ・年 ※一部、対策地域外の直轄国道を含む			
参考資料			
・国土交通省ＨＰ　http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/rojokoji/index.html			

(所管) 国土交通省 道路局道路環境調査室

関連項目	(7)局地汚染対策の推進	実施期間	継続実施中
施策・事業名	街路樹整備、ボトルネック対策等による沿道環境の改善		
関連法令・計画等名称			
概要	交通の円滑化を図り、沿道環境への影響を軽減する。 環境施設帯の整備、植樹を行い、沿道環境への影響を緩和する。		
施策・事業内容			
○実施内容 ・沿道地域と連携・協力しながら、都市内における道路空間の再配分等にあわせた街路樹の整備を推進。 ・環境基準を達成していない地域を中心に、沿道環境の改善を図るため、バイパス整備や交差点改良等のボトルネック対策等を推進。			
参考資料			